

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和2年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年2月5日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案は、令和元年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める議案。

【改正案の内容】

①月例給の公民較差を踏まえ給料表を引上げ改定する。

※初任給と若年層の水準を引上げ

②住居手当 支給対象となる家賃額の下限を16,000円に引き上げるとともに、支給限度額を28,000円に引き上げる。

※手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）

※手当額の最高支給限度額を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

※適用日 ①平成31年4月1日

②令和2年4月1日

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和元年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。